

## 安中市動物愛護団体支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、安中市の動物愛護管理事業を推進する目的で、市内で活動する動物愛護団体を支援するための安中市動物愛護団体支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「動物愛護団体」とは、市内に主要な事業所を有し、市内において活動を行う動物愛護団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する動物愛護団体とする。

(1) 3戸以上の構成員（補助金の交付の決定を受けた他の動物愛護団体に所属していないもの。以下同じ。）で組織され、当該構成員の過半数が市内に住所を有していること。

(2) 構成員が安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26条）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当するものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認めるものについては、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、犬又は猫（以下「犬等」という。）の救護、保護、譲渡、愛護及びそれらに関する啓発活動に係る事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費であって、別表の左欄に掲げる経費区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容の費用とする。

(補助回数の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の年度内において1回を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、補助対象事業者ごとに10万円を限度額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、安中市動物愛護団体支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し又は金額を証明する書類
- (2) 当該申請に係る動物愛護団体の定款、規約又はこれに準ずるものとの写し
- (3) 当該団体の構成員の名簿（氏名及び住所が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに安中市動物愛護団体支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請)

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「被決定者」という。）は、補助対象事業の変更をするときは、あらかじめ安中市動物愛護団体支援補助金交付決定変更等承認申請書（様式第3号）（次項において「変更等承認申請書」という。）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、安中市動物愛護団体支援補助金交付決定変更等承認通知書（様式第4号）により当該変更等承認申請書の提出を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 被決定者は、事業完了後30日を経過した日又は当該決定を受けた日の属する年度の末日までに、安中市動物愛護団体支援補助事業実績報告書（様式第5号）に

次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は領収書に代わる書類の写し
- (2) 補助対象事業を実施したことを示す写真又はそれを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び補助金の請求)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告の内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の額の確定を行い、安中市動物愛護団体支援補助金確定通知書（様式第6号）により当該報告をした申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」）は、速やかに安中市動物愛護団体支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条第2項に規定する請求を受けたときは、速やかに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

2 前項で規定する補助金の交付は、当該請求補助事業者の所属する動物愛護団体の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該交付を受けた者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	内容
捕獲費	捕獲用具の購入に係る費用
管理費	一時的な保護施設の管理に係る費用（当該施設が申請者の居住の用に供する建築物を兼ねる場合は除く。）
飼育費	一時的に保護した犬等の餌及び給餌用具購入費用
衛生費	トイレ資材及び清掃用具購入費用
保護活動費	保護及び救護活動に係る経費並びに病院搬送費
保護活動啓発費	動物愛護に係る啓発チラシの作成費用等
健康診断費	健康診断に係る費用
治療費	治療に係る費用（2回目以降の治療費は除く。）
個体識別費	マイクロチップの埋込みに係る費用
その他経費	市長が必要と認める費用